

教育長報告・・ 1

事務局報告

1 (仮称) 千年小中一貫教育校開校準備委員会の設置について【学校再編推進室】
・・ 3

2 福山市立学校の一斉臨時休業について【学事課】・・・・・・・・ 4

教育長報告

5月	16日	土	
	17日	日	
	18日	月	
	19日	火	
	20日	水	
	21日	木	
	22日	金	文教経済委員会
	23日	土	
	24日	日	
	25日	月	辞令交付式
	26日	火	
	27日	水	学校訪問（常石小研修）
	28日	木	
	29日	金	
	30日	土	
31日	日		
6月	1日	月	本会議 学校訪問（城北中，樹徳小，多治米小，城南中）
	2日	火	訪問（フリースクールかがやき東部，中央，西部）
	3日	水	
	4日	木	訪問（フリースクールかがやき中央） 学校訪問（桜丘小，旭小）
	5日	金	
	6日	土	
	7日	日	
	8日	月	本会議
	9日	火	本会議
	10日	水	本会議
	11日	木	本会議
	12日	金	文教経済委員会 学校訪問（東中，伊勢丘小，幕山小）
	13日	土	
	14日	日	
	15日	月	予算特別委員会
	16日	火	学校訪問（桜丘小，久松台小） 初任者研修（三吉コミュニティセンター）
	17日	水	初任者研修（三吉コミュニティセンター） 本会議
	18日	木	
	19日	金	

6月	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	
	23日	火	寄附受納式（赤坂ロータリークラブ）
	24日	水	第3回教育委員会会議

1 (仮称) 千年小中一貫教育校開校準備委員会の設置について

(1) 目的

福山市立内浦小学校，内海小学校，能登原小学校，千年小学校及び常石小学校並びに内海中学校及び千年中学校の7つの学校を再編し，2022年（令和4年）4月に，義務教育学校として（仮称）千年小中一貫教育校を新設するに当たり，開校に向けて必要な事項を協議するため，開校準備委員会を設置する。

(2) 設置

2020年（令和2年）6月29日

(3) 協議事項

- ア 校名，校歌及び校章等に関する事項
- イ 通学に関する事項
- ウ 服装及び体操服等に関する事項
- エ P T Aに関する事項
- オ 地域連携に関する事項
- カ その他開校に関する事項

(4) 組織

委員は，35人以内とし，次に掲げる者で組織する。

- ア 再編対象校の保護者の代表者
- イ 就学前施設の保護者の代表者
- ウ 地域住民の代表者
- エ 校長
- オ 教育委員会事務局管理部長

(5) 設置期間

設置の日から（3）に掲げる事項の協議が終了するまでの間

(参考)

開校までの主な取組

年 度	内 容
2020年度 (令和2年度)	・開校準備委員会の開催・協議 ・児童・生徒の交流事業の実施 ・教育課程の編成・学校運営に係る協議 ・校舎等新築設計・工事，用地造成設計・工事
2021年度 (令和3年度)	上記に加え ・学校説明会 ・備品等整備

2 福山市立学校の一斉臨時休業について

(1) 一斉臨時休業延長について

ア 趣旨

学校における感染リスクの回避と児童生徒・保護者の不安解消を図る観点から、5月6日（水）までとされていた臨時休業を5月31日（日）まで延長することとした。

イ 学習機会の保障

- ・学校は、従来通り感染防止対策を講じるとともに、家庭学習を基本に児童生徒（保護者）の選択による分散自由登校日や学力補充日を設定し、学びを進める取組を継続した。
- ・児童生徒の学習機会の確保策の一つとして、インターネットにより「Google Classroom※」を利用できる教職員用アカウント及び児童生徒用アカウントを活用した。

※クラス単位で学習内容を運営・管理するための無料ツール。児童生徒は、教員が設定したクラスに参加することで、担任や教科担当と情報（健康観察、授業等）を共有することができる。

ウ 児童生徒の心のケア

学校は、自由登校、電話・メール、家庭訪問等を活用し、必要に応じた助言・支援等を継続した。

(2) 学校再開について

ア 趣旨

5月15日（金）、国の「緊急事態宣言」解除及び広島県教育委員会の「学校における感染症対策に係る基本的な考え方」を踏まえ、6月1日（月）から、福山市立学校を「学校の新しい生活様式」により全面再開した。

イ 学校再開までの対応

- ・健康観察、教室環境の整備など、感染症対策を徹底するための準備を行った。
- ・学校医等と連携した保健管理体制、保護者との連絡体制を整備した。

ウ 感染防止対策の継続・徹底

- ・児童生徒の登校前の検温と体調確認を徹底するとともに、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
- ・人との間隔は、可能な限り、2メートル（最低1メートル）を確保する。
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、ドアノブ等の消毒、換気を徹底する。
- ・トイレ・手洗い場等は、児童生徒の利用が集中しないよう、各教室で臨機応変に休憩をとる等の対応をする。

エ 教育活動

- ・6月1日（月）から5日（金）の1週間は、5時限以内の時程とし、児童生徒が、学校生活のリズムに慣れることを優先した。
- ・児童生徒一人一人の家庭学習等の状況に応じて、個別に補習等を実施する。
- ・学校行事等の見直しや、一単位時間の短縮による1日当たりの授業コマ数の増加など、柔軟に対応する。
- ・部活動は、生徒が学校生活のリズムに慣れてから開始する。当分の間、事故等の防止のため土曜日・日曜日を休養日とし、練習試合や各種大会には参加しない。

オ 児童生徒の出席停止等の扱い

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断された場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合は、学校で講じる感染症対策について十分説明し、保護者がそう考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・登校しなかった児童生徒に対して、欠席の理由など個別の状況の把握を行い、ICT機器や電話等を活用して学習状況等を丁寧に把握し、適切に支援等を行う。

(3) 夏季休業期間の短縮について

ア 趣旨

2020年（令和2年）4月15日（水）から5月31日（日）まで一斉臨時休業したことに伴い、この間の児童生徒の学習状況も踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、夏季休業期間を短縮する。

イ 実施時期

2020年度（令和2年度）の夏季休業

ウ 実施内容

夏季休業期間を8月1日（土）から8月23日（日）までとする。

8月24日（月）から8月28日（金）まで、及び8月31日（月）の6日間は、授業日とする。

エ 関連事項

- ・給食は、8月24日（月）から実施する。
- ・幼稚園は、各園の実態を踏まえて対応する。
- ・放課後児童クラブは、8月24日（月）から通常の利用時間（下校時から18時まで。ただし、土曜日は8時30分から17時まで。）とする。

(参考) 対応の経過について

4月12日(日)通知 「一斉臨時休業の実施」

4月15日(水)から5月6日(水)まで福山市立学校を一斉臨時休業とする。

4月30日(木)通知 「一斉臨時休業の延長」

5月6日(水)までとしている臨時休業を5月31日(日)まで延長する。

5月7日(木)通知 「ICTを活用した学習機会の確保」

児童生徒の学習機会の確保策の一つとして、「Google Classroom」を利用できる教職員用アカウントと児童生徒用アカウントを配付する。

5月23日(金)通知 「福山市立学校の再開」

6月1日(月)から福山市立学校を全面再開する

6月8日(月)通知 「夏季休業期間の短縮」

8月1日(土)から8月31日(月)までとしている夏季休業期間を、8月23日(日)までに短縮する。